

社援総発0617第1号
平成23年6月17日

各都道府県災害弔慰金等担当主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



災害弔慰金等の支給に係る審査会等の設置について

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、市町村が行う災害弔慰金及び災害障害見舞金（以下「災害弔慰金等」という。）の支給に当たり、自然災害による死亡であるか否かの判定が困難な場合等には、有識者による審査会等を設置し、当該審査会における審査を経て、判定をしていただいているところである。

この審査会については、それぞれの市町村が単独で設置する方法のほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、市町村が、都道府県との協議により規約を定め、都道府県に審査会の設置及び運営を委託することも可能であるので、その旨御了知の上、管内市町村に対し周知いただくとともに、管内市町村における災害弔慰金等の円滑な支給に対して、今般の東日本大震災の被害の甚大さにも鑑み、市町村の負担を軽減する観点から、特段のご配慮をいただくようお願いする。

なお、市町村が、都道府県に審査会の設置及び運営を委託することが地方自治法上可能であることについては、総務省に確認済みである。